

重要事項説明書

「特別養護老人ホームあおい荘」

当施設は御契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人みだらけ福祉会
- (2) 法人所在地 静岡県焼津市一色435番地
- (3) 電話番号 054-623-9002
- (4) 代表者氏名 理事長 良知淳行
- (5) 設立年月 昭和60年7月15日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
静岡県2275100069号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および教養娯楽施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームあおい荘
- (4) 施設の所在地 静岡県焼津市一色435番地
- (5) 電話番号 054-623-9002
- (6) 施設長（管理者）氏名 良知 美奈子
- (7) 当施設の運営方針
当法人の設立発起人であります初代理事長良知武男氏が数年にわたる介護を続け、この辛苦を身にしみて経験したことから、同じ悩みを持つ多くの人達が救われるならばという強い信念から私財の提供と共に、同志を相募って当法人を設立しました。
その目的通り当あおい荘は、地域福祉の向上に努めて参りました。介護保険制度導入後も、この信念に基づき、事業を行っていくに加え、ご利用者が豊かであたたかいふれあいの暮らしが出来るよう実績に基づく施設サービス計画を作成し、豊かな実績のあるスタッフによるサービスを提供して参ります。
特に、従来より認知症専門入所施設を運営していたノウハウを生かし、より、現実的なサービスの提供を行って参ります。
- (8) 開設年月 昭和61年4月1日
- (9) 入所定員 90人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は4人部屋又は、個室です。指定の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	18室	A棟1階 4室(多床室) C棟2階 12室(個室) D棟2階 2室(個室)
2人部屋	2室	A棟2階 1室(多床室) D棟2階 1室(多床室)
4人部屋	22室	A棟1階 4室(多床室) A棟2階 8室(多床室) B棟2階 10室(多床室)
合計	42室	
食堂	5室	A棟・B棟・C棟
機能訓練室	2室	[主な設置機器] 万能運動訓練機、歩行訓練用階段、サンディングボードセット、迷路ゲーム等
浴室	3室	機械浴・特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1室	A棟1階

※ この施設・設備の利用にあたっては、居住費をご負担いただきます。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の使用状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：トイレにつきましては、各階の中央に共有としてございます。個室には各部屋にトイレを設置しております。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

特別な居室	居住費(個室4部屋)	1日 1,280円
-------	------------	-----------

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※併設の短期入所生活介護事業所(20床)を含みます。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1	1名
2. 介護職員	34以上	34名
3. 生活相談員	2	2名
4. 看護職員	3以上	3名
5. 機能訓練指導員	4.1(3)	4.1(3)名
6. 介護支援専門員	1以上	1名
7. 医師	(1)	必要数
8. 栄養士	(1)	(1)名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、

1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 12:30~14:30

2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：30～ 8：30 8名 日中： 8：30～ 9：30 14名 ： 9：30～12：30 13名 ： 13：30～16：00 11名 ： 16：00～17：30 14名 夕方： 17：30～18：30 8名 夜間： 18：30～翌7：30 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 1名
4. 機能訓練指導員	日中： 8：30～17：30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。但し、厚生労働大臣が定める一定以上所得者かつ65歳以上である場合は、8割又は7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事介助

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を配慮した食事を提供します。
ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食：7：30～ 8：00、
昼食：12：00～12：30、夕食：17：30～18：30

② 入浴介助

- 入浴又は清拭を週2回行います。
- 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄介助

- 排泄の自立を促すためご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能に回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ ご家族等との連絡への支援

- ご家族や外部の方との連絡については、施設の電話をご利用頂けるよう援助します。尚、集団生活のため、連絡時間・場所につきましては制限をさせて頂いております。

※スマートフォンや携帯電話等の持ち込みにつきましては、ペースメーカー等医療機器への影響や、個人情報流出防止の観点からも、原則禁止とさせて頂いておりますが、他に方法がなく、通常に対応では生命の維持やサービスのご利用に支障があると施設が判断した場合のみ、サービス提供に支障が無い範囲でご利用頂けますので事前にご相談下さい。ご利用される場合、機器の管理、故

障、破損、紛失などにつきましては自己管理でお願いすることとし、一切保証は致しません。

- ⑧ 防犯カメラ
 - ・ 防犯対策上、施設内及び付近に設置させて頂いております。
- ⑨ ペット等の持ち込みについて
 - ・ 衛生管理上、ペットの持ち込みにつきましてはご遠慮させて頂いております。アニマルセラピー等の行事やご面会等の機会をご利用下さい。
- ⑩ 実習の受け入れについて
 - ・ 介護・医療人材育成及び、福祉教育のため実習並びに体験の受け入れを行わせて頂いております。尚、プライバシーへの配慮並びに個人情報保護への対応につきましては、法人の諸規定等に基づき実施致します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費、食費の合計金額をお支払い下さい。〈サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。〉尚、端数により金額が変わるため、1日あたりの目安の金額となっております。

多床室ご利用の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位数	要介護度 1 589 単位	要介護度 2 659 単位	要介護度 3 732 単位	要介護度 4 802 単位	要介護度 5 871 単位
2. 個別機能訓練加算	12 単位				
3. 日常生活継続支援加算 I	36 単位				
4. 看護体制加算 (I) ロ	4 単位				
5. 夜勤職員配置加算(I)ロ	13 単位				
6. 介護職員処遇改善加算 (I) (1~5 介護報酬の 14.0%)	91 単位	101 単位	111 単位	121 単位	130 単位
7. 報酬単位数合計	741 単位	821 単位	904 単位	984 単位	1,062 単位
8. 利用料金 (単位数×10.14 円)	7,514 円	8,325 円	9,167 円	9,978 円	10,769 円
9. うち、介護保険から給付される金額	1 割負担 6,763 円	7,493 円	8,250 円	8,980 円	9,692 円
10. サービス利用にかかわる自己負担額 (8-9)	1 割負担 751 円	833 円	917 円	998 円	1,077 円
11. 居室に係る自己負担額	915 円				
12. 食事に係る自己負担額	1,470 円				
13. 自己負担合計	1 割負担 3,136 円	3,218 円	3,302 円	3,383 円	3,462 円

個室ご利用の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位数	要介護度 1 589 単位	要介護度 2 659 単位	要介護度 3 732 単位	要介護度 4 802 単位	要介護度 5 871 単位
2. 個別機能訓練加算	12 単位				
3. 日常生活継続支援加算 I	36 単位				
4. 看護体制加算 (I) ロ	4 単位				
5. 夜勤職員配置加算(I)ロ	13 単位				
6. 介護職員処遇改善加算 (I) (1~5 介護報酬の 14.0%)	91 単位	101 単位	111 単位	121 単位	130 単位
7. 報酬単位数合計	741 単位	821 単位	904 単位	984 単位	1,062 単位

8. 利用料金 (単位数×10.14 円)		7,5143 円	8,325 円	9,167 円	9,978 円	10,769 円
9. うち、介護保険から給付される金額	1割負担	6,763 円	7,493 円	8,250 円	8,980 円	9,692 円
10. サービス利用にかかわる自己負担額 (8-9)	1割負担	751 円	833 円	917 円	998 円	1,077 円
11. 居室に係る自己負担額		1,280 円				
12. 食事に係る自己負担額		1,470 円				
13. 自己負担合計	1割負担	3,501 円	3,583 円	3,667 円	3,748 円	3,827 円

- ・外泊時加算 (入院または外泊 6 日以内) 1 日あたり 246 円
- ・初期加算 (入所または長期入院の入所後 30 日) 1 日あたり 30 円
入所 (長期入院) 後の開始一ヶ月については、下記の料金が加算されます。
- ・療養食加算 (医師の食事箋による) 1 日あたり 23 円
- ☆ 居室と食事に係る費用について、(特定) 負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

- ① 特別な居室 ご契約者のご希望により個室に入居される場合、料金をお支払いいただきます。個室 1 日 1,280 円 (多床室は 1 日 915 円)
- ② 特別な食事 (現在はございません)
- ③ 理髪・美容 [理髪サービス] 定期的に、理容師の出張による理髪サービス (調髪、顔剃、洗髪)・美容サービス (調髪、パーマ、洗髪) をご利用いただけます。
利用料金：別紙自己負担価格表の通り
- ④ 貴重品の管理 ご契約者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。利用料金：別紙自己負担価格表の通り
- ⑤ レクリエーション、クラブ活動 ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。
- ⑥ 複写物の交付 ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1 枚につき 10 円
- ⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。牛乳・ポカリスウェット・特殊なクリーニング・衣類・下着など
利用料金：別紙自己負担価格表の通り
- ⑧ ご契約者の移送に係る費用 利用料金：別紙自己負担価格表の通り
- ⑨ 契約書第 21 条に定める所定の料金
ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (1 日あたりの目安)

ご契約者の要介護度	要介護度 5	要介護度 4	要介護度 3	要介護度 2	要介護度 1
-----------	--------	--------	--------	--------	--------

料金（多床室）	11,684 円	10,893 円	10,082 円	9,240 円	8,429 円
料金（個室）	12,049 円	11,258 円	10,447 円	9,605 円	8,794 円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合 8,429 円

ご要望に基づき、新しいサービスを追加するなどの場合を含め、事前に変更の内容と事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|------------------------------------|
| ア、お預かり通帳からの出金（保管依頼書及び委任状による同意に基づく） |
| イ、窓口での現金支払（土・日・祝を除く） |

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関の名称	焼津市立総合病院
所在地	静岡県焼津市道原1000番地
診療科	総合病院

6、施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんが、次の事項に該当するに至った場合には当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が要介護1又は要介護2に変更となった場合（但し、検討の結果、ご契約者が施設を退所した後、居宅において日常生活を営むことが困難な場合を除く。） ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ご契約者から退所の申し出があった場合 ⑦事業者から退所の申し出を行なった場合 |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する30日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意出来ない場合 ②施設の運営規程の変更に同意出来ない場合 ③ご契約者が入院された場合 ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合 ⑥事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑦他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
|--|

- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥契約者、及び、契約者の三親等内の親族と代理人兼保証人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- ⑦契約者、及び、契約者の三親等内の親族と代理人兼保証人が暴力団、暴力団員、若しくは反社会的団体と密接な関係があると認められる場合
- ⑧その他、前各号に準ずる行為があったとき。

契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入院中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内の入院をされた場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。1日当たり246円

②7日間以上3か月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう務めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう務めます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

④入院期間中のベッドの使用

入院中、ベッドを緊急の需要などに有効に利用するため、予定の期間中に短期入所生活介護事業のベッドとして使用させていただく同意を頂く場合がございます。尚この使用は現ご利用者の使用に支障をきたすものではありません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7、身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願い致しており（身元引受人を必須ではありません）、入所契約が終了した後、ご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めさせていただきます。（身元引受人がある場合は身元引受人をお願いいたします。） 当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取って頂きます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または身元引受人、残置物引取人にご負担いただきます。

8、苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者）

事務長 芹 澤 智 之

- ・ 受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）
- ・ 電話番号 054-623-9002

(2) 行政機関その他苦情受付機関

焼津市役所 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	焼津市本町2-16-32 054-626-1159 8:30～17:15（月曜日～金曜日）
静岡県国民健康 保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	静岡市葵区春日2丁目4番34号 054-253-5590 8:30～17:15（月曜日～金曜日）

(3) 第三者委員について

社会福祉法人みだらけ福祉会苦情解決規程第8条により、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の方立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置し、下記の通り委嘱を致しております。社会福祉法人みだらけ福祉会 第三者委員（2名）
杉山 幸代 様 ・ 石田 裕子 様

9. 事故発生時の対応

ご利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対する介護保険サービスの提供により当法人が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務及び個人情報の保護

ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

11. 災害対策

当施設では、「消防防災計画」に基づき、毎月1回防災訓練を行っています。また、別に消防署への通報訓練を含めた防火訓練を年2回、総合防災訓練も年2回以上実施して、職員やご利用者の防火・防災意識を高め、必要な食糧や水を備蓄しています。更に自動火災報知器、スプリンクラー、誘導灯などの設備器具の定期点検を実施しています。

12. 虐待防止と身体拘束の廃止

月に2回虐待防止検討会議と身体拘束廃止検討会議を開催し、虐待防止の活動（職員への研修等や虐待を受けたと思われるご利用者を発見したばあいの市町への通報）と身体拘束をしない介護（適正化のための指針の整備、職員への研修等）を実施し、身体拘束等を行う場合でもご利用者やご家族に事前の説明や同意を得て適切に行うこととしています。

13. 感染症予防と発生時の対応

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が発生し、蔓延しないように月2回会議を開催し、指針の整備、研修及び訓練の実施等に必要な措置を検討します。面会や外出・外泊については、感染症の予防のため、一時的な見合わせや時間の制限をさせていただくことがあります。

14. 第三者評価について

社会福祉法第78条により、社会福祉法人として、自己評価の実施によって自らの提供する福祉サービスの向上に努めなければならないとされています。あおい荘は、平成20年2月26日に評価機関の社会福祉法人静岡県社会福祉協議会より受審施設として評価を受け、評価結果を開示しております。

「指定短期入所生活介護事業・ 介護予防短期入所生活介護事業」

1. 事業者

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類及び名称

- 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月1日指定
(指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定)
あおい荘ショートステイサービスセンター
静岡県2275100069号

※当事業所は特別養護老人ホームあおい荘に併設されています。

- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。
- (3) 事業所の所在地 静岡県焼津市一色435番地
- (4) 電話番号 054-623-9002
- (5) 管理者氏名 良知 美奈子
- (6) 当事業所の運営方針
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)
- (7) 開設年月 あおい荘ショートステイサービスセンター 平成12年4月1日
(介護予防短期入所生活介護事業 平成18年4月1日)
- (8) 利用定員 あおい荘ショートステイサービスセンター
20床(空床型 5床)
- (9) 事業所が行っている他の業務
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 焼津市
- (2) 営業日及び営業時間
(営業日) 月曜日から日曜日
(受付時間) 8:30~17:30
(サービス提供時間帯) 平日10:00~16:00 送迎

4. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)
- (2) 行政機関その他苦情受付機関
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)
- (3) 第三者委員について
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

5. 事故発生時の対応

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

6. 職員の配置状況

(1) 短期入所生活介護事業職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス（介護予防サービスを含む）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※併設の介護老人福祉施設（90床）を含みます。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1 名
2. 介護職員	34以上	34 名
3. 生活相談員	2	2 名
4. 看護職員	4以上	4 名
5. 機能訓練指導員	5.1（4）	5（4） 名
6. 介護支援専門員	1以上	1 名
7. 医師	（1）	必要数
8. 栄養士	（1）	（1） 名

〈主な職種の勤務体制〉

（特別養護老人ホームあおい荘と同じ）

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

（特別養護老人ホームあおい荘と同じ）

短期入所生活介護事業の居室等の概要

（特別養護老人ホームあおい荘と同じ）

〈短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）及び居住費、食費をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）尚、端数により金額が変わるため、1日あたりの目安の金額となっております。

○負担割合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位数	要支援 1 451 単位	要支援 2 561 単位	要介護度 1 603 単位	要介護度 2 672 単位	要介護度 3 745 単位	要介護度 4 815 単位	要介護度 5 884 単位
2. 機能訓練体制加算	12 単位						
3. サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位						
4. 夜勤職員配置加算（I）ロ	13 単位						

5. 長期利用者提供減算 (31 日以上 60 日未満)		- 30 単位						
6. 長期利用者提供減算 (60 日以降)		- 30 単位						
7. 介護職員処遇改善加 (I) (報酬額の 14.0%)		66 単位	81 単位	89 単位	98 単位	109 単位	118 単位	128 単位
報酬単位数合計		535 単位	660 単位	723 単位	801 単位	885 単位	964 単位	1,043 単位
8. 利用料金 (単位数×10.17)		5,441 円	6,712 円	7,353 円	8,146 円	9,000 円	9,804 円	10,607 円
9. うち、介護保険から給付される金額	1 割	4,897 円	6,041 円	6,618 円	7,331 円	8,100 円	8,824 円	9,546 円
10. サービス利用に係る自己負担額 (8-9)	1 割	544 円	671 円	735 円	815 円	900 円	980 円	1,061 円
11. 居室に係る自己負担額		<u>多床室 915 円・個室 1280 円</u>						
12. 食事に係わる自己負担額		朝食 300 円・昼食 620 円 (おやつを含む)・夕食 550 円						
13. 自己負担額合計	1 割	多床室 2,929 円 個室 3,294 円	多床室 3,056 円 個室 3,421 円	多床室 3,120 円 個室 3,485 円	多床室 3,200 円 個室 3,565 円	多床室 3,285 円 個室 3,650 円	多床室 3,365 円 個室 3,730 円	多床室 3,466 円 個室 3,811 円

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供 (食費)

ご契約者に提供する食事の提供にかかる費用です。

短期入所介護事業	
朝食	300 円
昼食	620 円
夕食	550 円

② 通常の送迎実施区域外への送迎

通常の送迎実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

利用料金：送迎代等の実費をいただきます。

「指定通所介護事業」

1. 事業者

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類及び名称

●指定通所介護事業所・平成12年3月1日指定

あおい荘デイサービスセンター 静岡県2275100069号

※当事業所は特別養護老人ホームあおい荘に併設されています。

(2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

(3) 事業所の所在地 静岡県焼津市一色435番地

(4) 電話番号 054-623-9002

(5) 管理者氏名 小長谷 秀代

(6) 当事業所の運営方針

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

(7) 開設年月 あおい荘デイサービスセンター 平成12年4月1日

(8) 利用定員 25名

(9) 事業所が行っている他の業務

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の送迎の実施地域 焼津市

(2) 営業日及び営業時間

(営業日) 月曜日から金曜日

(受付時間) 8:30~17:30

(サービス提供時間帯) 9:30~16:40

4. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

(3) 第三者委員について

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

5. 事故発生時の対応

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

6. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービス（日常生活支援総合事業サービスを含む）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
	通常型	通常型
9. 事業所長（管理者）	1	1
10. 介護職員	5	5
11. 生活相談員	1	1
12. 看護職員	1	1
13. 機能訓練指導員	1	1
14. 管理栄養士	1	1

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間： 9：30～16：40
2. 看護職員	勤務時間 原則 9：30～16：40 ☆原則として月～金は1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	平日 9：30～16：40

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（居住費食費を除き通常9割）が介護保険から給付されます。但し、厚生労働大臣が定める一定以上所得者かつ65歳以上である場合は、8割が介護保険から給付されます。

<通所介護サービスの概要と利用料金>

① 食事介助（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）12：00～12：30

②入浴介助

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄介助

- ・ご利用者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<通所介護サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）及び食費をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）尚、端数により金額が変わるため、1日あたりの目安の金額となっております。

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要					

支援・要介護度とサービス利用単位数	658 単位/回	777 単位/回	900 単位/回	1,023 単位/回	1,148 単位/回	
2. 個別機能訓練加算Ⅰ	56 単位/回					
3. 中重度者ケア体制加算	45 単位/回					
4. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位/回					
5. 入浴加算	40(55) 単位/回					
6. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)報酬額の9.2%	76(77) 単位/回	86(88) 単位/回	98(99) 単位/回	109(110) 単位/回	121(122) 単位/回	
7. 報酬単位数合計	897 (912) 単位/回	1,026 (1,041) 単位/回	1,161 (1,176) 単位/回	1,295 (1,310) 単位/回	1,432 (1,447) 単位/回	
8. 利用料金 (単位数×10.14)	9,096 (9,248) 円/回	10,404 (10,556) 円/回	11,773 (11,925) 円/回	13,131 (13,283) 円/回	14,520 (14,673) 円/回	
9. うち、介護保険から給付される金額	1割負担	8,186 (8,323) 円/回	9,364 (9,500) 円/回	10,596 (10,733) 円/回	11,818 (11,955) 円/回	13,068 (13,206) 円/回
10. サービス利用に係る自己負担額(10-11)	1割負担	910 (925) 円/回	1,040 (1,056) 円/回	1,177 (1,193) 円/回	1,313 (1,328) 円/回	1,452 (1,467) 円/回

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合（特別養護老人ホームあおい荘と同じ）

☆ご利用者に提供する食費は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

表中の中重度者ケア体制加算につきましては、看護職員、機能訓練指導員の配置された日（通常、月～金曜日）のみ算定されます。

☆送迎を実施しなかった場合は、片道1回につき47単位が減算され、算定がされます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供（食費）

ご利用者に提供する食事の提供にかかる費用です。

通所介護事業	
朝食	300円（時間外利用時のみ）
昼食	620円
夕食	550円（時間外利用時のみ）

「指定短期入所」

あなたに対する短期入所サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)
2. 利用施設

事業所の種類	指定短期入所事業所 平成19年2月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	あおい荘 (2215100062)
事業所の所在地	静岡県焼津市一色435番地
連絡先	電話番号 054-623-9002 ファクス 054-623-4077
管理者	施設長 良知美奈子
サービスの実施地域	焼津市
主たる対象者	身体障害者・知的障害者
定員	20名
開設年月日	昭和61年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	障害者が居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな短期入所サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 3階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	7,464.53 m ²
	延べ床面積	5,442.93 m ²
	さわやか農園	1,654.00 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
居室	14室	個室×8、4人部屋×3
相談室	5室	
便 所	18室	個室×8
機能訓練室	2室	万能運動訓練機、歩行訓練用階段、サンディングボードセット、迷路ゲーム他
食堂	5室	A棟・B棟・C棟
浴室	3室	機械浴槽、特殊浴槽、一般浴槽
医務室	1室	A棟1階

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

※併設の介護老人福祉施設(90床)を含みます。

職 種	常勤換算	指定基準	備考
管 理 者	1	1	
介護職員	3 4	3 4	
生活相談員	2	2	
看護職員	4	4	
機能訓練指導員	5. 1 (4)	5 (4)	
介護支援専門員	1	1	
医 師	(1)	必要数	
栄 養 士	(1)	(1)	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
介護職員	正規の勤務時間帯日勤（8：30～17：30） 早番（7：30～16：30） 遅番（9：30～18：30） 夜勤（16：00～9：00）
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
医 師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
栄 養 士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

営業日と営業時間

営業日：365日 営業時間：8：30～17：30まで

6.サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
保 護	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を行います。
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ①入浴・排泄 必要に応じて介助や確認を行います。 ②起床・入床 起床時間（6：00）入床時間（20：00）※本人の意思を尊重します。 ③着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ④整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援をします。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 朝食7：30から 昼食12：00から 夕食：17：30から 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、 バラエティーに富んだ手作りの食事を提供 します。	朝食 400円 昼食（おやつ含む）900円 夕食 600円 ※食事提供加算を算定でき る低所得者等は食材料費分 朝食 200円 昼食（おやつ含む）500円 夕食 300円
日常生活上必要 となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生 活に要する費用 ①日用品費 ②保健衛 生費 ③教養娯楽費	実費
居室に関わる光 熱水費	個室・多床室とも	1日 320円
その他	・サービス提供記録等の複写代	1枚10円
実費での利用	・実費による短期入所サービスの利用	10割負担分

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画（短期入所介護計画）」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。

7. 利用料金 介護給付費対象サービス内容の料金

サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となります。

サービスに係る利用者負担額は、市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合は、低い方の額）となります。また、サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適応を受ける場合は、市町村が定める額となります。

介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の2日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の2日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（実費相当額）1日あたり	10割負担分
--------------------	--------

利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・当事業所窓口での現金支払い（土・日・祝を除く）
- ・指定口座への振込み
- ・金融機関口座からの口座振替
- ・事業所職員による集金

8. 利用者の記録及び情報の管理等

（1）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：30（平日）です。
 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

虐待防止に関する相談窓口

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

11. 協力医療機関

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常通報装置 ・非常用電源 ・スプリンクラー ・室内防火栓 以上 有 カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 平成18年5月 防火管理者： 加藤英一
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あおい損害保険 加入保険内容：保険

13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
緊急時における医療機関への受診	サービス利用時間内に医療機関への受診の必要がおきた場合は、利用者及び家族の方に同意を得た上で速やかに対応いたします。但し、当事業所が緊急性が高いと判断した場合は、その都度判断し速やかに対応いたします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

14. 第三者評価について

(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

「あおい荘ケアマネジメントセンター」

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

(1) 名称等

名 称	あおい荘ケアマネジメントセンター
所 在 地	〒425-0054 静岡県焼津市一色435番地
電話番号	054(623)9002
法人種別及び名称	社会福祉法人みだらけ福祉会
代表者職名	理事長
代表者氏名	良 知 淳 行
管理者氏名	田 中 光 代
介護保険事業所番号	2275100069
指定年月日	平成11年10月1日
交通の便	JR東海焼津駅より静鉄バス一色線成道寺前下車徒歩5分
サービスを提供する通常の実施地域	焼津市・藤枝市

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1	常勤兼務	主任介護支援専門員を兼務
介護支援専門員	3	常専1・常兼1・非専1	介護支援専門員
事務員	4	非常勤兼務	

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日(祝日・12月29日から1月3日までを除く)
営 業 時 間	8:30~17:30
※当事業所は、24時間常時ご連絡頂ける体制を整備しております。	
夜間・休日等緊急連絡先(専用)	090-8475-5231

居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 、 方 法 等
要介護認定等の申請代行	ご利用者とご家族の同意を得て申請代行等必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	(1)ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者及びご家族の希望等を考え作成します。 (2)ご利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。 (3)ご利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。 (4)各サービスの利用割合等について、事業所はケアマネジメントの公正中立性を確保するため、別紙「各サービスの利用割合等について」説明します。

居宅サービス計画作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）	居宅サービス計画作成後も、計画の実施状況の把握に努め、必要に応じ計画の変更、居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。
サービス事業者等との連絡調整	居宅サービスの提供が適切に確保されるように計画作成後も連絡調整を行います。 (1)医療機関との連絡については、医療系のサービスを希望される場合は、同意をいただいた上で主治医などの意見を求め、主治医などに対しては居宅サービス計画を交付します。 (2)主治の医師及び医療機関等との連絡 事業者はご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。 ①ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします。 ②入院時には、ご利用者又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。
介護保険施設等への紹介	居宅における日常生活が困難となった場合、又、介護保険施設や病院への入院又は入所を希望する場合には、その紹介、その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項 目	内 容
サービス提供困難時の対応	ご利用者に対し、人員不足等やむを得ない事情により適切な居宅介護支援の提供が困難であると認めたときは、サービス提供を終了させていただく場合がございます。この場合は他の指定居宅介護支援事業者を紹介します。
サービスの質の向上のための方策	・職員の質的向上を図るため、採用時研修や計画的な職員研修を行います。 ・感染症の発生及びまん延や非常災害が発生した場合であっても、サービスが継続的に提供できるよう、日頃から発生時に備えた取組や事業継続に向けた計画（BCP）の作成、研修の実施、訓練（シミュレーション）を行います。
介護支援専門員を変更する場合の対応	双方どちらかの理由によりやむを得ず介護支援専門員の変更をする場合は、遅くとも変更予定の1か月前までに申し出てください。
プライバシーの遵守	業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員の退職後における秘密保持を雇用条件とします。
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族へ連絡を行い、必要な措置を講じるものとします。
高齢者虐待防止の推進	ご利用者等の尊厳を尊重し、虐待防止等の権利擁護に関する指針の整備、虐待防止対策会議の開催と職員への周知、研修を実施します。
身体的拘束等の適正化の推進	身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、研修を実施します。

3 利用料金

- (1) 利用料 原則としてご利用者には利用料を請求しません。
ただし、ご利用者の被保険者証に支払い方法変更の記載（ご利用者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1か月につき要介護度に応じて（別表1）の金額を頂きます。
この場合、当事業者で指定居宅介護支援提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

(2) 交通費

- ・ サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方：無料
- ・ 上記以外にお住まいの方：通常の事業の実施地域を越えた地点から、10kmにつき110円

4 サービスの終了について

- (1) 当事業者は、下記の通りご利用者がこの契約を継続し難い程の背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。
- ・ ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・ ご利用者及びその三親等内の親族と代理人兼保証人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
 - ・ ご利用者及びその三親等内の親族と代理人兼保証人が暴力団、暴力団員、若しくは反社会的団体と密接な関係があると認められる場合
- (2) 自動終了 次の場合には、自動的にサービスを終了します。
- ア ご利用者が介護保険施設等に入院又は入所した場合
 - イ ご利用者の要介護認定区分が要支援又は自立と認定された場合
 - ウ ご利用者が亡くなった場合

5 居宅介護支援に対する苦情

- (1) 当事業者における苦情の受付
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)
- (2) 行政機関その他苦情受付機関
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)
- (3) 第三者委員について
(特別養護老人ホームあおい荘と同じ)

(別表1)

①居宅介護支援費

要介護度	利用料
要介護度1・2	11,088円
要介護度3・4・5	14,406円
特定事業所加算Ⅲ	3,297円

②加算

初回加算	3,063円/月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,552円/月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,042円/月
退院・退所加算Ⅰ1	4,594円/月
退院・退所加算Ⅰ2	6,126円/月
退院・退所加算Ⅱ1	6,126円/月
退院・退所加算Ⅱ2	7,657円/月
退院・退所加算Ⅲ	9,189円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円/回(月2回まで)
通院時情報連携加算	510円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円/月
特定事業所医療介護連携加算	1,276円/月

あおい荘ケアマネジメントセンター(令和7年4月1日)

社会福祉法人みだらけ福祉会

「日常生活支援総合事業第一号通所事業」

契約書別紙（兼重要事項説明書）

当事業者はご利用者に対して日常生活支援総合事業第一号通所事業のサービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを契約者に対し、次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人みだらけ福祉会
- (2) 法人所在地 静岡県焼津市一色435番地
- (3) 電話番号 054-623-9002
- (4) 代表者氏名 理事長 良知 淳行
- (5) 設立年月 昭和60年7月15日

2. 事業者の概要

(1) 事業者の種類及び名称

●第一号通所事業

あおい荘デイサービスセンター

2275100069号

※当事業者は特別養護老人ホームあおい荘に併設されています。

(2) 事業の目的

要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的としています。

(3) 事業所の所在地

静岡県焼津市一色435番地

(4) 電話番号

054-623-9002

(5) 管理者氏名

小長谷 秀代

(6) 当事業の運営方針

当法人の設立発起人であります初代理事長良知武男氏が数年にわたる介護を続け、この辛苦を身にしみて経験したことから、同じ悩みを持つ多くの人達が救われるならばと云う強い信念から私財の提供と共に、同志を相募って当法人を設立しました。

その目的通り当あおい荘は、地域福祉の向上に努めて参りました。介護保険導入後も、この信念に基づき、事業を行っていくに加え、ご利用者が豊かであたたかいふれあいの暮らしが出来るよう実績に基づく介護計画を作成し、豊かな実績のあるスタッフによるサービス提供をして参ります。

事業者は、利用者の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(7) 開設年月

あおい荘デイサービスセンター

平成29年4月1日

(8) 利用定員

25名

(9) 事業者が行っている他の業務

事業者では、次の業務もあわせて実施しています。

指定居宅介護支援事業 平成11年8月1日指定

あおい荘ケアマネジメントセンター

指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定
 特別養護老人ホームあおい荘
 通所介護事業 平成12年4月1日指定
 あおい荘デイサービスセンター
 指定短期入所生活介護事業 平成12年3月1日指定
 あおい荘ショートステイサービスセンター
 (介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月1日指定)
 ※静岡県2275100069号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 焼津市
 (2) 営業日及び営業時間
 (営業日) 月曜日から金曜日
 (営業時間) 8:30～17:30
 (サービス提供時間帯) 9:30～16:40

4. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 事務長 芹澤 智之
 ○受付時間 毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)
 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

焼津市役所 介護保険課	所在地 焼津市本町2-16-32 電話番号 054-626-1159 受付時間 8:30～17:15(平日)
静岡県国民健康 保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 9:00～17:00(平日)

(3) 第三者委員について

社会福祉法人みだらけ福祉会苦情解決規程第8条により、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置し、下記の通り委嘱を致しております。

社会福祉法人みだらけ福祉会 第三者委員(2名)
 杉山 幸代 様 ・ 石田 裕子 様

5. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対するサービスの提供により当法人が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して**第一号通所事業**サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和6年4月1日現在

職 種	常勤換算	指定基準
	通常型	通常型
1. 事業所長(管理者)	1	1

2. 介護職員	5	5
3. 生活相談員	1	1
4. 看護職員	1	1
5. 機能訓練指導員	1	1

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間： 9：30～16：40
2. 看護職員	勤務時間 原則 9：30～16：40 ☆原則として月～金は1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	平日 9：30～16：40

7. 当事業者が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業者が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から支払われる場合（介護保険対象サービス） |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険対象外サービス） |

があります。

(1) 介護保険対象サービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所に通って頂き、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び援助、健康状態の確認やそのた利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

〈第一号通所事業サービスの利用料金〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から第一号事業支給費を除いた金額（自己負担額）及び食費をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援・要介護度に応じて異なります。）尚、端数により金額が変わるため、1月あたりの目安の金額となっております。

		要支援1	要支援2
1. ご契約者の要支援・要介護度とサービス利用単位数		1,798 単位/月	3,621 単位/月
2. 生活機能向上グループ活動加算		100 単位/月	
3. サービス提供体制強化加算(I)イ		88 単位/月	176 単位/月
4. 介護職員処遇改善加算 I (9.2%)		183 単位/月	359 単位/月
5. 報酬単位数合計		2,169 単位/月	4,256 単位/月
6. 利用料金（単位数×10.14円）		21,993 円/月	43,155 円/月
7. うち、第一号事業支給費	1割負担	19,793 円/月	38,839 円/月
	2割負担	17,594 円/月	34,524 円/月
	3割負担	15,395 円/月	30,208 円/月
8. サービス利用に係る自己負担額（8-9）	1割負担	2,199 円/月	4,316 円/月
	2割負担	4,399 円/月	8,631 円/月
	3割負担	6,598 円/月	12,947 円/月

☆ご契約者がまだ要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供票」を交付します。

☆ご利用者に提供する食費は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの支給額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供(食費)

ご利用者に提供する食事の提供にかかる費用です。

通所介護事業	
朝食	300円(時間外利用時のみ)
昼食	620円
夕食	550円(時間外利用時のみ)

② 通常の事業の実施区域外への送迎

通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

利用料金：通常の事業の実施地域を越えた地点から、10キロメートルにつき110円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合がございます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただく場合がございます。

利用料金：実費をいただきます。

⑥ 自費での通所サービスの利用

介護保険給付対象外での通所サービスのご利用をいただくことも出来ます。

尚、延長サービスの場合、送迎は対応しかねます。また、職員の体制によりサービスのご利用をお受け出来ない場合もございます。事前にお問合せ下さい。

(時間外サービス)

時間：早朝サービス 7:30～9:30

夕方サービス 16:40～18:30

利用料金：別紙法定外サービス料金表の通り

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。またご要望に基づき、新しいサービスを追加するなどの場合を含め、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、御請求しますので、翌月25日まで

に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---|
| ア、窓口での現金支払（土・日・祝を除く）
イ、指定口座への振込み
ウ、金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関 ： 別紙パンフレットの通り
エ、事業所職員による集金 |
|---|

（４）利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定居宅サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8. 契約の終了について

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了していただくことになります。

- | |
|--|
| ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
②ご利用者が介護保険施設へ入所した場合
③ご利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
④ご利用者に係るサービス計画（ケアプラン）が変更された場合
⑤事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
⑥事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
⑦事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑧当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑨ご契約者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合 |
|--|

（１）ご契約者からの契約解約の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知することにより、契約を解約できます。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- | |
|--|
| ①介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意出来ない場合
②事業者の運営規程の変更に同意出来ない場合
③ご利用者が入院された場合
④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める第一号通所事業を実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合

⑥事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（２）事業者からの申し出により契約解約させていただく場合

以下の事項に該当する場合には、契約を解約させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者又はご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が介護保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設、介護医療院に入院した場合
- ⑤ご利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- ⑥ご利用者とご契約者及びご利用者とご契約者の三親等内の親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- ⑦ご利用者とご契約者及びご利用者とご契約者の三親等内の親族が暴力団、暴力団員、若しくは反社会的団体と密接な関係があると認められる場合
- ⑧その他、前各号に準ずる行為があったとき。

9. 守秘義務及び個人情報の保護

ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

10. 災害対策

当施設では、「消防防災計画」に基づき、毎月1回防災訓練を行っています。また、別に消防署への通報訓練を含めた防火訓練を年2回、総合防災訓練も年2回以上実施して、職員やご利用者の防火・防災意識を高め、必要な食糧や水を備蓄しています。更に自動境報知器、スプリンクラー、誘導灯などの設備器具の定期点検を実施しています。

11. 虐待防止と身体拘束の廃止

月に2回虐待防止検討会議と身体拘束廃止検討会議を開催し、虐待防止の活動（職員への研修等や虐待を受けたと思われるご利用者を発見したばあいの市町への通報）と身体拘束をしない介護（適正化のための指針の整備、職員への研修等）を実施し、身体拘束等を行う場合でもご利用者やご家族に事前の説明や同意を得て適切に行うこととしています。

12. 感染症予防と発生時の対応

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が発生し、蔓延しないように月2回会議を開催し、指針の整備、研修及び訓練の実施等に必要な措置を検討します。

面会や外出・外泊については、感染症の予防のため、一時的な見合わせや時間の制限をさせていただきますことがあります。

13. 第三者評価について

当事業所は、福祉サービス第三者評価事業による評価の実施はしていません。